



監督署からのお知らせ (2022年7月)

石巻労働基準監督署

令和4年7月27日

〈 災害増加進行中！ コロナも急拡大中！ 熱中症も要注意！ 基本的対策の徹底を!! 〉

《 石巻署管内の労働災害発生状況 》

令和3年の労働災害発生状況をグラフにまとめました。

〈 令和4年 労働災害発生状況 (令和4年6月末時点) 〉

業種	令和3年確定値		令和3年1~6月		令和4年1~6月		3年と4年との比較		
	死傷	うち死亡	死傷	うち死亡	死傷	うち死亡	死傷	うち死亡	うち死亡
全業種	462	3	201	0	251	0	50	24.9%	0
製造業	125	1	53	0	65	0	12	22.6%	0
うち食料品製造業	79	1	36	0	41	0	5	13.9%	0
うち水産食料品	68	1	30	0	35	0	5	16.7%	0
建設業	79	0	37	0	19	0	-18	-48.6%	0
土木工事業	37	0	18	0	11	0	-7	-38.9%	0
建築工事業	33	0	14	0	4	0	-10	-71.4%	0
その他の建設業	9	0	5	0	4	0	-1	-20.0%	0
陸上貨物運送事業	28	2	17	0	18	0	1	5.9%	0
商業	69	0	38	0	21	0	-17	-44.7%	0
うち小売業	51	0	27	0	17	0	-10	-37.0%	0
保健衛生業	56	0	10	0	94	0	84	840.0%	0
うち社会福祉施設	31	0	7	0	49	0	42	600.0%	0
上記以外の業種	105	0	46	0	34	0	-12	-26.1%	0



令和3年労働災害発生状況(確定版)



労働災害統計 ※石巻署分も掲載



SafeworkK 向上宣言

死亡災害は発生していませんが、休業4日以上[※]の死傷災害は一部の業種を除いて増加しており、全体で前年同期比24.9%の増加となっています。

昨年急増した製造業(特に食料品製造業)の増加が続いているとともに、新型コロナウイルス感染症への感染が多発している保健衛生業での急増が止まらない状況です。

基本的な安全対策の継続・徹底に加え、新型コロナウイルス感染症防止対策、熱中症予防対策の確実な実施をお願いします。



「SafeworkK 向上宣言」登録募集中!

詳しくは、上記 QR コードから。

《 死亡災害が多発! 宮城労働局では「安全管理の徹底」を緊急要請中です 》

県内では死亡災害が多発しており、特に6月には4名の尊い命が失われています。宮城労働局では、6月30日付けで宮城労働局長から労働災害防止団体等に対し安全管理の徹底を文書要請しています。

また、石巻監督署でも、7月5日付けで管内の労働災害防止団体、商工関係団体等に対し文書要請を行っています。

幸いにも、当署管内では死亡災害は発生していませんが、一つ間違えると死亡や重篤な労働災害になっていたと思われるものが頻発しています。

全国安全週間が終了して間もないところですが、今一度職場の状況や作業手順等を再点検するなどにより、すべての作業の安全が確保されるようお願いします。



緊急要請 (宮城労働局)



緊急要請 (石巻監督署)

職場から労働災害をなくすために

～ 緊急要請に対して取り組んでいただきたい4つの事項プラス1～

- 1 工場・営業所・店舗など職場内の安全管理体制の現状を確認し、関係法令を守ることに加えて、労働災害を発生させないために必要な安全対策が適切に講じられているか、確認してください。
- 2 リスクアセスメント、PDCAサイクルなどにより、機械設備の安全措置が実際に有効であるか、作業計画・作業手順などの実作業する上でのルールに思わぬ落とし穴がないか、確認してください。
- 3 5S(整理、整頓、清掃、清潔、躰)といった安全の基本、法令の内容、職場内ルールなど、安全に関する再教育・研修を実施してください。
- 4 労働災害を発生させないという強い意識のもと、合図・確認・報・連・相を確実にし、事業場のトップとそこに働く方々が一体となって職場の安全対策に取り組んでください。

プラス1として

「SafeworkK 向上宣言」は、安全管理活動の活性化、安全意識の向上に効果的です。積極的な取組をお勧めします。



石巻労働基準監督署

石巻監督署のホームページはこちらから



R4.7

《 有害業務での歯科健康診断について、規模に関係なく結果報告が必要となります 》

労働安全衛生法及び労働安全衛生規則は、有害な業務に従事する労働者に対する歯科健康診断を義務付け、そのうちの常時 50 人以上の労働者を使用する事業場について定期健康診断結果報告書により、遅滞なく報告を行うこととなっています。

この度、労働安全衛生規則が改正され、**令和 4 年 10 月 1 日から、歯科健康診断の実施結果報告は規模にかかわらず提出が必要となりました。**また、報告書の様式も新たに「有害な業務に係る歯科健康診断結果報告書」（様式第 6 号の 2）が設けられ、上記施行日以降は新様式にて報告することとなります。

ご不明の点は、当署安全衛生課あてお問い合わせください。

※ 歯科健康診断を必要とする有害な業務とは、「塩酸、硝酸、硫酸、亜硫酸、弗化水素、黄りんその他歯又はその支持組織に有害な物のガス、蒸気又は粉じんを発散する場所における業務」とされています。



通知文書及び改正報告様式

《 職場の仲間同士で健康づくりを実践してみませんか？ ～ 歩数アップチャレンジ2022 ～ 》



宮城県のメタボ該当者・予備群の割合は 12 年間全国ワースト 3 位以内が続いています。メタボの大きな原因の一つは、歩数が少ないことです。

この度、メタボを改善する取組の一つとして、主催：宮城県、共催：宮城労働局、（公社）宮城労働基準協会により、「**歩数アップチャレンジ 2022**」をスタートさせました。内容は、10 月 1 日からの 2 か月間において職場内の 3 人 1 組で 1 日当たりの平均歩数を競うものです。各種表彰も用意されています。

これを機会に職場の仲間同士で健康づくりしてみませんか？

詳しくは、歩数アップチャレンジ 2022 事務局（080-4511-6621、070-6498-8588）まで又は右記 QR コードから。



《 新型コロナウイルス感染症防止の徹底と適正な労務管理をお願いします 》

現在、新型コロナウイルス感染症は第 7 波により多数の新規感染者が発生している状況です。事業主の皆さまには、働く方々の健康確保のため、また、円滑な事業継続のため、引き続き**職場における感染防止対策の徹底**をお願いします。

職場における防止対策と支援策は、厚生労働省または宮城労働局のホームページをご覧ください。



職場での感染防止対策 生活を支えるための支援

《 ゆったり休暇で、夏を満喫。心身ともに充実を 》

現在新型コロナウイルス感染症対策として実践している、新しい働き方・休み方をこれからも続けていくためには、**計画的な業務運営や休暇の分散化にも資する年次有給休暇の計画的付与制度や、労働者の様々な事情に応じた柔軟な働き方・休み方に資する時間単位の年次有給休暇制度の導入が効果的です。**

詳しくは、宮城労働局雇用環境・均等室あてお問い合わせください。電話は 022-299-8844。

働き方の新しいスタイル



働き方・休み方ポータルサイト



年休取得促進特設サイト

発行：石巻労働基準監督署 〒986-0832 石巻市泉町 4-1-18（ハローワーク石巻と同じ合同庁舎の 2 階です。）

- お問い合わせ先 労働条件など職場におけるトラブルは、0225-22-3366 宮城労働局石巻署ページ 宮城労働局メール
労働災害防止・健康確保等安全衛生は、0225-85-3483
労災補償、労働保険の適用・保険料は、0225-85-3484

- 気仙沼臨時窓口を設けており、こちらでもご利用いただけます（9：00～16：00）。

（気仙沼市古町 3-3-8 気仙沼駅前プラザ 2 階（ハローワーク気仙沼と同じ建物） 電話：0226-25-6921）

